

第十九條 執行委員會ハ臨時之ヲ開會ス

第三章 同盟員ノ權利義務

第二十條 同盟員ハ同盟ニ於ケル一切ノ權利ヲ行使シ義務ヲ履行スルモノトス

第廿一條 同盟員ニシテ労働條件ノ改善其他同盟ノ目的ヲ達スル爲其所屬ノ法人團體若シクハ雇主ニ向ツテ一定ノ要求ヲ爲サントスルトキハ條件ヲ具シテ聯合執行委員ニ報告スベシ
同盟員ニシテ所屬ノ法人團體若クハ雇主ニ於テ本同盟員ニアラサル他ノ労働者ヨリ本條ニ依ル一致ノ行動ヲナスヘキ勸誘ヲ受ケタルトキ又同シ

第廿二條 聯合執行委員ハ第廿一條ニ依ル報告ヲ受ケタルトキハ廿四時間以内ニ執行委員會ヲ召集シ直ニ協議會ヲ開催スルモノトス

第廿三條 本同盟員ニシテ同盟ノ目的ニ反シタルモノハ除名スルコ